

人間ドック等の費用の一部を助成します

国民健康保険または、後期高齢者医療に加入している方には、人間ドックなどの健診費用の一部を助成します。

なお、助成を受けるためには、あらかじめ役場生活健康課で申請が必要です。

▼対象

(国民健康保険)

①申請時、1年以上上川根本町の国民健康保険に加入している20歳以上の人

②国民健康保険税を完納している人

(後期高齢者医療保険)

①川根本町に住所があり、後期高齢者医療に加入している人

②後期高齢者医療保険料を完納している人

③年度内に、ほかの医療保険が実施する人間ドックなどの助成や後期高齢者医療健康診査を受けていない人

▼申し込み方法

①各自受診を希望する健診機関に、予約してください。

②予約がとれたら、受診する日の14日前までに役場生活健康課で申請をしてください。

申請場所：(本庁)生活健康課 町民室

(総合支所) 住民生活室

申請するときの持ち物：保険証、印鑑

▼受診方法

①申請後、受診日の1週間前に「受診証」を送付いたします。

②送付された「受診証」を持って、予約した健診機関でドックを受診してください。

③受診当日、「受診証」に記載された自己負担金を健診機関にお支払いください。

(人間ドックの主な検査項目)

身体測定、血圧測定、心電図、尿検査、血液検査、視力検査、眼圧検査、眼底検査、聴力検査、肺機能検査、胸部X線検査、消化管検査、超音波検査など。

※人間ドック・脳ドックの検査内容は、健診機関により異なる場合があります。詳しい検査の内容は直接健診機関にお問い合わせください。

■健診機関一覧

(平成27年4月1日～平成28年3月31日)

健診機関名	1泊ドック自己負担額	日帰りドック自己負担額	脳ドック自己負担額
静岡厚生病院(静岡市) ☎054-272-1466	19,120円	11,680円(バリウム) 13,180円(胃カメラ)	単独受診 12,060円 同時受診 9,140円
藤枝市立総合病院(藤枝市) ☎054-646-1117	—	11,700円(バリウム) 12,740円(胃カメラ)	—
市立島田市民病院(島田市) ☎0547-35-1601	—	11,680円(バリウム) 12,680円(胃カメラ)	単独受診 6,200円 同時受診 6,200円
聖隷予防検診センター(浜松市) ☎0120-938-375	20,440円	12,340円(バリウム) 14,040円(胃カメラ)	単独不可 同時受診 9,800円
藤枝平成記念病院(藤枝市) ☎054-646-6181	—	12,000円(バリウム) 12,600円(胃カメラ)	単独受診 11,400円 同時受診 9,800円
総合健診センターヘルスポート(藤枝市) ☎054-636-6460	—	12,340円(バリウム) 13,660円(胃カメラ)	単独受診 12,340円 同時受診 6,500円
聖隷健康サポートセンター(静岡市) ☎0120-283-170	—	12,340円(バリウム) 14,040円(胃カメラ)	単独受診 17,240円 同時受診 11,680円
西焼津健診センター(焼津市) ☎054-620-6085	—	11,300円(バリウム) 12,400円(胃カメラ)	単独受診 8,700円 同時受診 4,800円

※表で示した額は自己負担額。健診費用の約7割を川根本町が助成します。
※ただし、健診機関によっては、検査内容により金額が異なりますので、申込時に健診機関にご確認ください。

お肉の生食や加熱不足に注意してください！

お肉の生食や、焼肉、バーベキューなどのお肉の加熱不足によるO-157やカンピロバクター食中毒が発生しています。

特に小さいお子さま、ご高齢の方、体が弱っている方などは、食中毒の症状が重症化することがあり、とても危険です。

正しい知識をもち、家庭でもできるO-157やカンピロバクター食中毒の予防を実践しましょう。

また、腹痛、下痢、血便、発熱など、食中毒が疑われる症状を発症した場合には、速やかに医療機関を受診しましょう。

「O-157・カンピロバクター」食中毒の予防方法

▼お肉の生食は避け、十分に加熱する

お肉の生食は避けましょう。

お肉の中心部を75℃で1分間以上加熱すれば菌は死滅します。

▼生肉に触れた手で食べない

お肉を焼くときの取り箸、トンガなどは専用のものを使いましょう。

▼調理器具の消毒を十分に行なう

お肉を扱った調理器具は洗剤で洗い、熱湯等で消毒してから他の食品の調理に使いましょう。肉専用の包丁やまな板を用意し、他の食材との共用を避けることがより効果的です。

▼手洗いを十分に行なう

お肉に触った後やトイレの後、しっかり手洗いしましょう。

お知らせします。2つの給付金(平成27年度)

消費税の引上げに際し、所得の低い方々や子育て世帯への影響を緩和するために、臨時的な措置として「2つの給付金」を支給します。

1. 支給要件

【臨時福祉給付金】 ↓ 所得の低い方の負担を緩和します。

① 支給対象者

平成27年度分の住民税が課税されていない方が対象です。

※ただし、「課税されている方に生活の面倒を見てもらっている場合(住民税において、ご家族の扶養になっている場合)」「生活保護の受給者である場合」などは対象となりません。

② 支給額 1人につき6千円

③ 基準日 平成27年1月1日

【子育て世帯臨時特例給付金】 ↓ 子育て世帯の負担を緩和します。

① 支給対象者

平成27年度6月分の児童手当を支給される方が対象です。

※ただし、特例給付(児童手当の所得制限額以上の方に、児童1人当たり月額5千円を支給しているもの)を受給される方は、対象となりません。

※児童手当の認定請求を失念する等して、平成27年6月分の児童手当の対象となる児童分の支給が受けられない方についても、支給対象になり得るので、平成27年5月31日時点で住民票のある市区町村の窓口にご相談ください。

② 対象児童 支給対象者の平成27年6月分の児童手当の対象となる児童

③ 支給額 対象児童1人につき3千円

④ 基準日 平成27年5月31日

2. 申請方法

【臨時福祉給付金】

① 申請先 川根本町役場福祉課「臨時福祉給付金」窓口

基準日(平成27年1月1日)時点で住民票が川根本町にある方が対象です。
※一定の住居を持たない方です。市の市区町村にも住民票がない方については、基準日の翌日以降であっても川根本町で住民票の手続きを行えば申請を行うことができます。

※DV被害者や児童福祉施設等に入所している児童等で、他の市区町村から住民票を移さずに川根本町にお住まいの方については、川根本町で申請を受け付けることができる場合がありますのでご相談ください。

② 申請期間 平成27年9月1日(火)～平成28年2月29日(月)

③ 提出書類 申請書 8月上旬に郵送(役場福祉課でお渡し)します。

【子育て世帯臨時特例給付金】

① 申請先 川根本町役場福祉課「子育て世帯臨時特例給付金」窓口

平成27年6月分の児童手当を川根本町から受給される方が対象です。
※右記以外の方で、DV被害者や児童福祉施設等に入所している児童は、川根本町で申請を受け付けることができますのでご相談ください。
※公務員の方は、基準日(平成27年5月31日)時点で住民票が川根本町にある方が対象です。(勤務先から案内がありますので、こちらもご確認ください。)

② 申請期間 平成27年6月22日(月)～12月18日(金)

③ 提出書類 申請書 6月上旬に郵送しています。

3. 給付金の受取方法

申請書に記載した指定口座に入金されます。

4. ご注意

▼平成27年度は、2つの給付金のどちらの要件にも該当する方については、「臨時福祉給付金」と「子育て世帯臨時特例給付金」の両方を受け取ることができます。その場合、両方の給付金について、それぞれ申請が必要となります。

▼原則として、申請期間外の申請は受け付けられませんのでご注意ください。

▼申請期間などは、各市区町村により異なります。川根本町以外が申請先となる方は、事前にその市区町村に問い合わせるか、ホームページなどで確認するようにしてください。

▼「振り込め詐欺」や「個人情報報の詐欺」にご注意ください。ご自宅や職場などに市区町村や厚生労働省の職員などをかたった電話が掛かってきたり、郵便が届いたら、迷わず、お住まいの市区町村や最寄りの警察署(または警察相談専用電話#9110)にご連絡ください。